

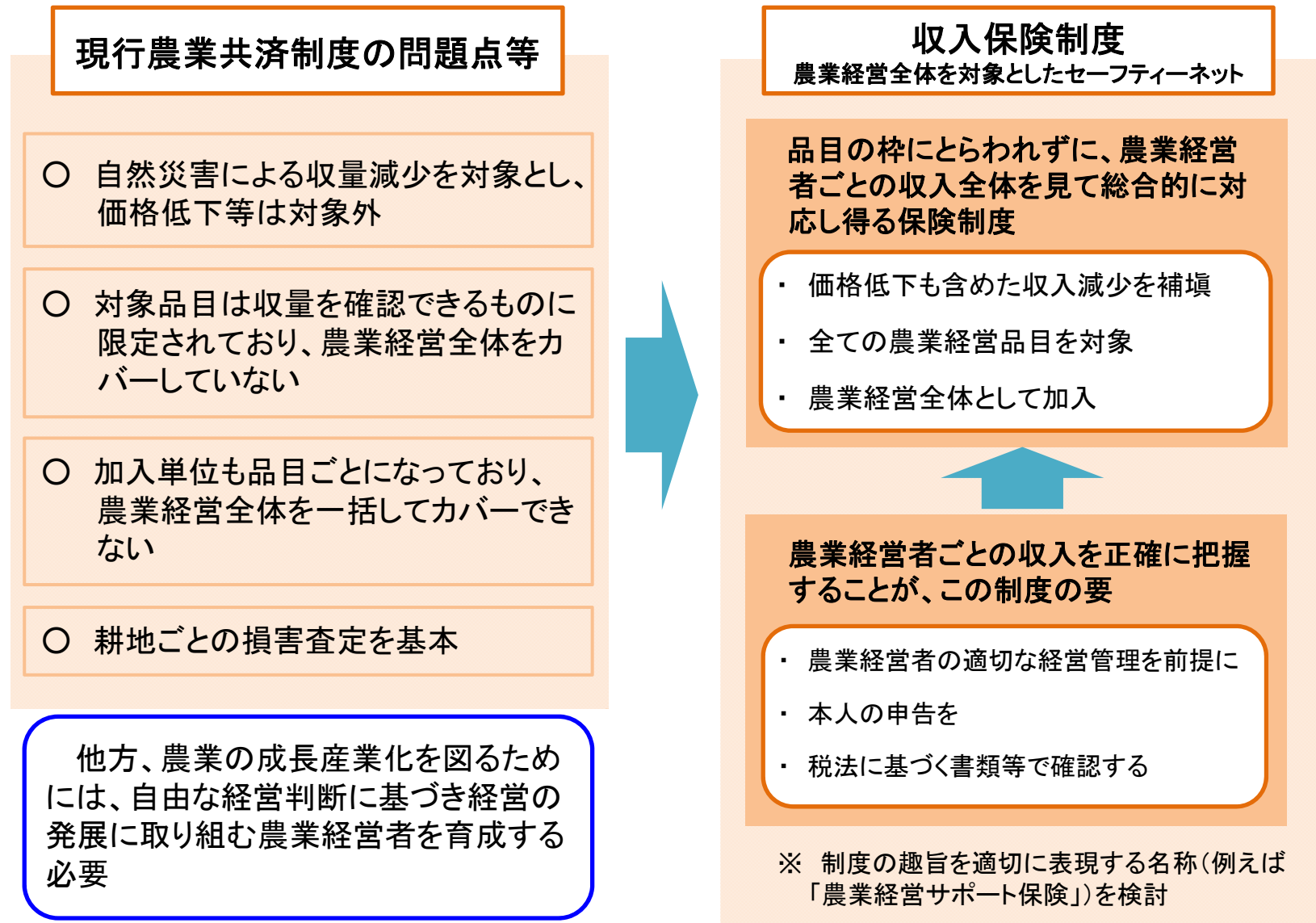
収入保険制度に関する 農業競争力強化プログラムについて

平成 2 8 年 1 2 月
農 林 水 産 省

目次

I	収入保険制度の基本的考え方	1
II	収入保険制度の導入に向けたスケジュール	3
III	収入保険制度の具体的な仕組み	
1	対象者等	4
2	対象収入	9
3	対象要因等	12
4	補償内容	14
5	加入・支払時期	21
6	実施主体	24
7	政府再保険	26
8	類似制度との関係	27

I 収入保険制度の基本的考え方



(参考)

- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第77号）（抄）

附 則

（収入変動に対する総合的な施策の検討）

第六条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の規定による共済事業の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）（抄）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

（4）担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討

② 経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度等の検討

「農業災害補償法」（昭和22年法律第185号）に基づく現行の農業災害補償制度は、価格低下等は対象外であり、対象品目は収量を確認できるものに限定されているなど、農業経営の安定のためのセーフティネットとして課題を有している。

このため、農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について、制度の仕組みの検証等を行う事業化調査を実施するなど、制度の法制化に向け、検討を進める。

その際、既存の制度と重複がないよう、在り方を含めて関係を整理する。また、収入保険の検討と併せて、農業災害補償制度の在り方を検討する。

Ⅱ 収入保険制度の導入に向けたスケジュール

事業化調査前まで

- 各種事前準備を経て
- 平成26年度予算の調査費で、
農業者の収入データを収集・
分析

全国5,000経営体について

〔 個人 4,000
法人 1,000 〕

過去7年分の収入データを収集

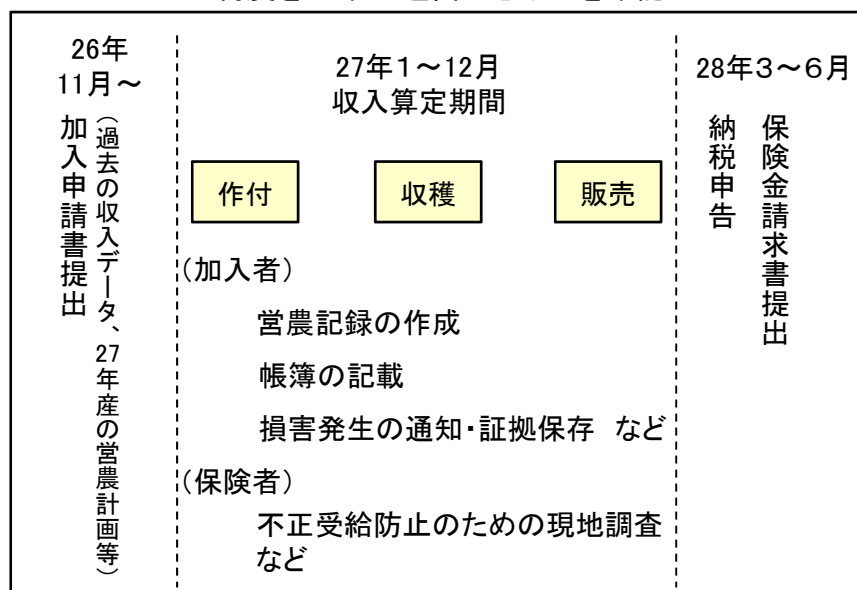
- 基本的な仕組みを検討

平成27年産を対象に 事業化調査 (フィージビリティスタディ) 平成26年11月～平成28年6月

全国1,000経営体の協力を得て

〔 個人 750
法人 250 〕

模擬的に収入保険に加入してもらい、
制度を的確に運営できるかを確認



この間に、

- ・ 想定している仕組みが実務的に機能するか
 - ・ 想定外の不都合は生じないか
 - ・ 制度の細部をどうするか
 - ・ 他制度との整理をどうするか
- 等を検証・検討

法制化

- 27年産の事業化調査の結果
を踏まえて、制度の仕組みを
調整・改善
- 平成28年11月に、制度の基本的
考え方と具体的な仕組みを
取りまとめ(農業競争力強化プ
ログラム)
- 今後細部を詰めていき、平成
29年の通常国会に法案提出
- 法案成立後、
必要な準備(システム整備等)
・周知徹底を経て、収入保険
制度開始

Ⅲ 収入保険制度の具体的な仕組み

1 対象者等

(1) 対象者

- 収入保険制度は、農業者ごとの収入減少を補填するものであり、制度を適正に運営するためには、個々の農業者の収入を正確に把握する必要がある。
- このため、次の理由から、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）を対象とする。
- ① 税制度においては、罰則等の担保措置の下、所得等が漏れなく申告され、証拠となる税務関係書類も一定期間保存される。
- ② 青色申告では、白色申告と異なり、複式簿記等が義務づけられており、帳簿の信頼度が高い。

<税申告上の担保措置>

- 所得税については所得のある個人、法人税についてはすべての法人について販売金額等を記載した確定申告書の提出義務
- 取引の内容を記帳した帳簿・書類の作成義務及び一定期間の保存義務
- 国税庁等の職員による帳簿・書類その他の物件の検査
- 不正行為により税を免れた者等に対する罰則等

(注) 国税通則法(昭和37年法律第66号)等により整理

<青色申告と白色申告の記帳方法及び帳簿の違い（所得税の場合）>

	青色申告	白色申告
帳簿等の記帳方法	複式簿記等の義務づけ	簡易な方法で可
帳簿等の種類	・仕訳帳、総勘定元帳等（損益と資産・負債） 〔取引年月日、相手方、品名、数量、単価、金額、日々の売上の合計額を記載〕 ・損益計算書 〔農産物収穫高、農産物等の売上高等の収入及び種苗代、農具費、人件費等の必要経費を記載〕 ・貸借対照表 〔現金、売掛金、農産物等の資産及び買掛金、借入金等の負債等を記載〕 ・棚卸表 〔数量、単価等を記載〕	・簡易帳簿（損益のみ） 〔取引年月日、相手方、金額、日々の売上の合計額を記載〕 ・収支内訳書 〔農産物等の売上高等の収入及び種苗代、農具費、人件費等の必要経費を記載〕 ・棚卸表 〔数量、単価等を記載〕

(注) 所得税法(昭和40年法律第33号)、同法施行規則、同法関連告示により整理

- ③ 青色申告で複式簿記を行えば、損益計算書、貸借対照表等が適切に作成され、農業者の経営管理能力の向上に資するとともに、金融機関から融資を受けることも容易になる。

<複式簿記の特徴>

【貸借対照表】

資 産 〔現金、商品、 売掛金など〕	負 債 〔借入金、 買掛金など〕
	純資産 〔資本金、利益 剰余金など〕

【損益計算書】

	当期純利益
費 用 〔物財費、 人件費など〕	収 益 〔売上高など〕

○ 青色申告は、単に、収益と費用を集計する簡易な記帳に比べて、複式簿記等を行うことにより、

- ・ 日々の取引を、損益の状況だけでなく、資産負債項目ごとにも整理して記帳させるため、帳簿の信頼性が高く、不正が起こりにくい

- ・ 1年間の農業者の取引内容のチェックを行うことも容易であることから、収入保険制度の適切な運営に資する。

○ 複式簿記では、「損益計算書」と「貸借対照表」を作成する際、日々の取引を、資産、負債、純資産、収益、費用の勘定科目ごとに仕分けて記帳するため、仮に、農産物の売上高を偽ると、「損益計算書」の収益、「貸借対照表」の資産、純資産の部の勘定科目との辻褄を、複数年にわたり合わせなければならなくなる。

- 基準収入との関係では、平均的な収入を適切に把握する観点から、青色申告を5年間継続している農業者を基本とする。

ただし、青色申告（簡易な方式を含む。）の実績が加入申請時に1年分あれば加入できるようにし、その際、5年間の青色申告実績がある者との違いも考慮し、補償限度額は申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく等の措置を設ける。

- 加入するかどうかは、農業者の選択に委ねる（任意加入）。

＜農業所得者の青色申告者数の推移＞

（万人）

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
青色申告者数	41.6	42.0	42.2	42.4	43.0
個人	40.4	40.6	40.8	41.0	41.5
法人	1.2	1.4	1.4	1.4	1.5
主業農家数	36.0	35.6	34.4	32.5	30.4
認定農業者数	24.6	23.8	23.3	23.1	23.8

（注）国税庁事務年報（個人・農業所得用）、国税庁会社標本調査、農林業センサス、農業構造動態調査。認定農業者数は各年度末の数値。

＜農業経営改善計画が満了年の認定農業者のうち青色申告者の割合＞

（万人）

	H24年	H25年	H26年
認定農業者のうち、農業経営改善計画が満了年の者	4.1	3.6	3.9
うち青色申告者数（推計）	3.0 (72%)	2.6 (73%)	2.9 (76%)

（注）青色申告者の割合は、当該年度に農業経営改善計画期間が満了年の者を対象に調査（経営局経営政策課調べ）。

＜新規就農者数の推移＞

（万人）

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
新規就農者数	1.8	1.9	1.9	1.8	2.2

（注）農林水産省「新規就農者調査」（49歳以下の数値。新規自営農業就農者、新規雇用就農者を含む。）

(参考) 青色申告とは

青色申告に必要な書類・帳簿

青色申告には、「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

- 正規の簿記（複式簿記）
仕訳帳、総勘定元帳、損益計算書、貸借対照表 など
- **簡易な方式**
正規の簿記までは求めないが、白色申告にはない、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳を整備し、日々の取引を残高まで記帳

青色申告の主なメリット

- 青色申告特別控除
「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能。
- 損失の繰越しと繰戻し
損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能。
また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能。

※ 平成30年の確定申告の際に、新たに青色申告を行おうとする場合、個人の場合は、平成29年の確定申告期限（平成29年3月15日）までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出しておく必要。

なお、この申請を行っても、後日、「青色申告の取りやめ届出書」を提出して青色申告をしないこともできます。

※ 青色申告については、各地域の農業協同組合、農業委員会などで、農業者からの相談に対応しているところも多くあります。

(2) 収入の把握方法

- 収入の把握方法については、
 - ① 農業者が、自己申告により、農産物の販売金額等を記載した加入申請書や補助フォーム（青色申告書の販売金額を農産物の種類ごと等に区分するための書類）とともに、青色申告書等の税務関係書類を提出し、
 - ② 実施主体が、提出書類の内容をチェックすることとする。

2 対象収入

- 収入保険制度では、農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体を対象とする。
- なお、コストは、個人が左右できるものであり、高額の機械を購入した場合など、合理性の確認が難しいことから、「所得」ではなく、「収入」を対象とする。

＜コストのかけ方の違いによる所得の違いの例＞

※ 当年度に高い機械（2千万円）を購入した場合は、安い機械（1千万円）を購入した場合に比べてコストが上がり、所得が下がる。

＜2千万円の機械を購入した場合＞

（万円）

収入①	2,000
コスト②	1,480
機械以外のコスト	1,200
機械の減価償却費	280
所得（①－②）	520

＜1千万円の機械を購入した場合＞

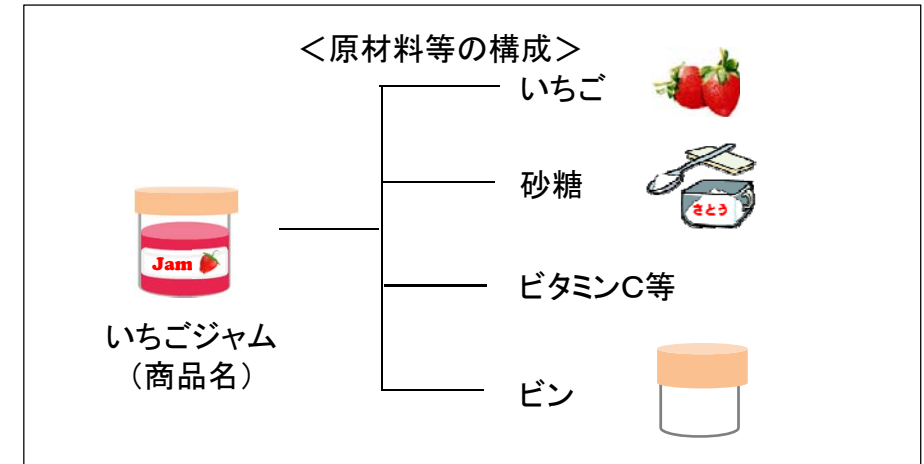
（万円）

収入①	2,000
コスト②	1,340
機械以外のコスト	1,200
機械の減価償却費	140
所得（①－②）	660

※ 購入価格を7年で均等に償却することを前提

- 農業者の中には、6次産業化の取組の一環として、農産物の加工品を製造し販売している者も増加してきているが、
 - ① 加工品については、農産物以外の原材料等のウェイトがかなり大きい場合もあり、
 - ② 農業を行わずに加工のみを行っている事業者との公平性の問題もあるため、加工品については、販売収入に含めない。
- ただし、精米、荒茶、梅干し、畳表など税法上農業所得として扱われているものについては、農産物に含める。
- なお、自ら生産した農産物を加工する場合には、税の仕組みと同様に、農産物を加工原材料として販売したとみなした代金を、農産物の販売収入に含める。
- また、在庫についても、税の仕組みと同様に、農産物の販売収入に含める。
- 補助金は、政策判断で改廃されるものであり、保険には馴染まないことから、販売収入に含めない。
- ただし、コスト割れを補填する畑作物の直接支払交付金（麦、大豆等）、甘味資源作物交付金（さとうきび）等の数量払については、実態上、販売収入と一体的に取り扱われているため、販売収入に含める。

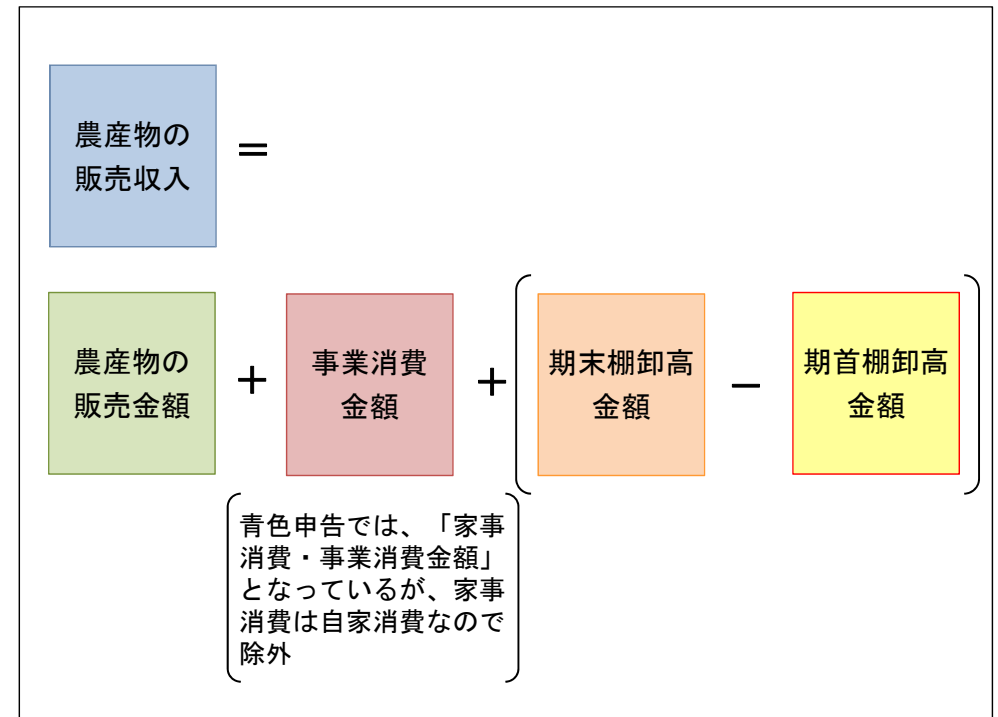
<加工品の特徴（例）>



<所得税法上農業所得として扱われているものの例>

- ・ 精米、もち
- ・ 荒茶、仕上げ茶（乾燥・選別まで）
- ・ 梅干し（白干し）
- ・ 畳表
- ・ 干し柿
- ・ 乾しいたけ
- ・ 牛乳（加熱殺菌したもの） など

＜農産物の販売収入の算定方法＞

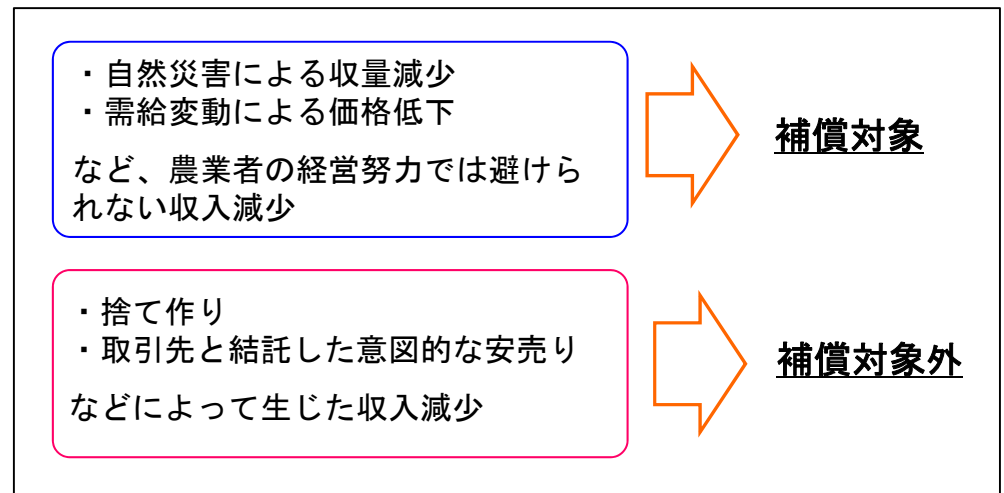


3 対象要因等

(1) 対象要因

- 農業者が、農業経営を進めていく際には、自然災害や市場環境の変化など、様々なリスクが想定される。
- このため、収入保険制度では、自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象とする。
- したがって、捨て作りや意図的な安売りなどによって生じた収入減少は補償の対象外とする。

<収入減少の要因（例）>



(2) 保険金の不正受給防止策

- 収入保険制度の適正な運営を確保するためには、保険金の不正受給を防止することが必要である。
- このため、
 - ① 農業者は、災害等の事故発生時に実施主体に通知するとともに、証拠を保存する
 - ② また、実施主体は、必要に応じ、現地調査等で確認を行うこととする。
- また、
 - ① 不正があった場合は、免責として保険金を支払わないほか、
 - ② 重大な不正があった場合は、翌年以降の加入を禁止する。

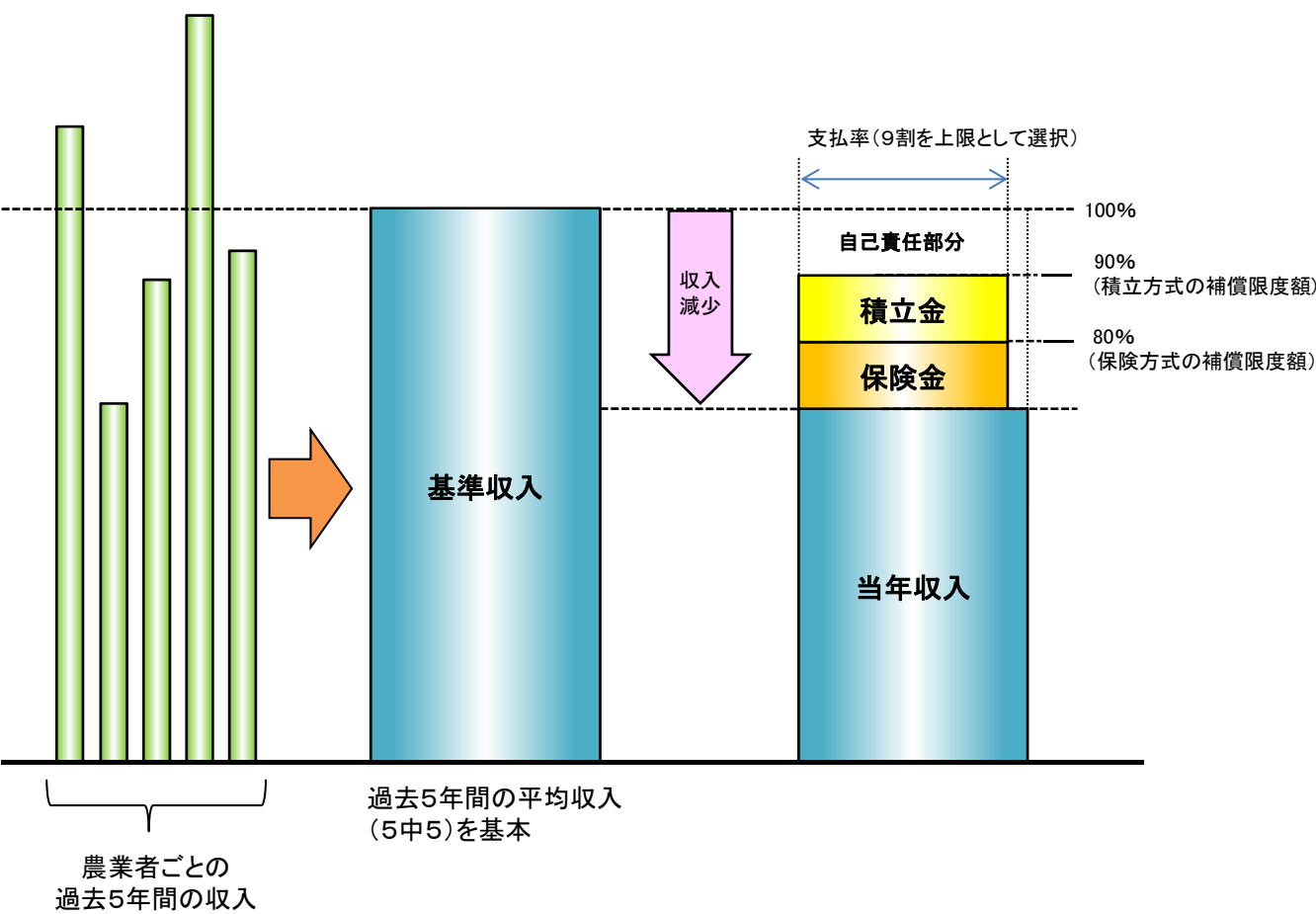
<現在の農業共済における免責事由>

- 以下の事由に該当する場合は、程度に応じて、共済金の全部又は一部を免責。
 - ・ 通常行うべき管理や損害防止を怠った場合
 - ・ 損害防止のため特に必要な処置について、実施主体が行った指示に従わなかった場合
 - ・ 損害通知を実施主体に提出しなかった場合
 - ・ 提出義務のある書類の提出を怠った場合又は悪意・重過失によって不実の記載をした場合
 - ・ 正当な理由なく納入期限までに共済掛金の払込みを行わなかった場合

等

4 補償内容

＜収入保険制度の補填方式＞



＜収入減少の程度に応じた補填の状況＞

当年の収入減少の程度	補填の状況
20%減	基準収入の89%まで回復
30%減	88%まで回復
40%減	87%まで回復
50%減	86%まで回復
60%減	85%まで回復
70%減	84%まで回復
80%減	83%まで回復
90%減	82%まで回復
100%減	81%まで回復

(注) 補償限度を9割、支払率を9割とした場合

(注) 5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)を選択した場合

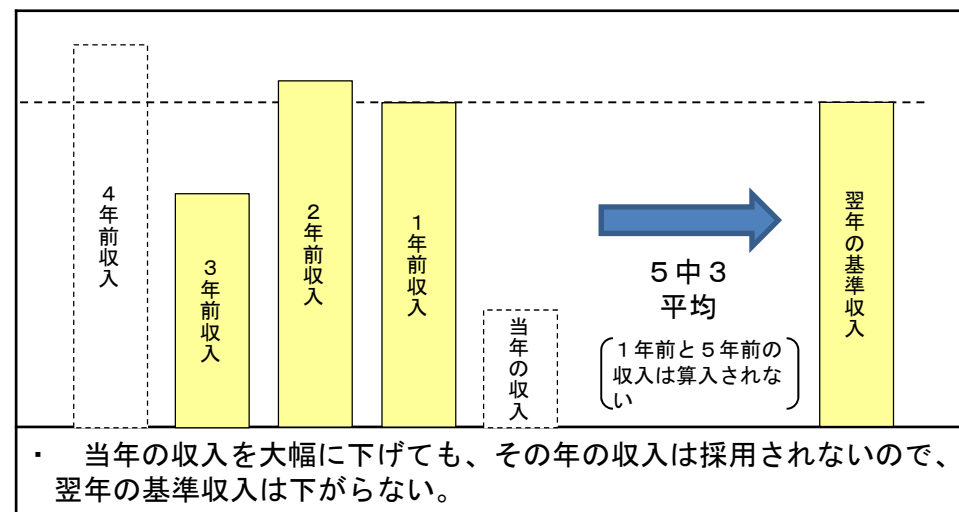
(1) 基準収入

- 補填の基準となる基準収入については、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）とすることを基本とする。
- ナラシ対策は、5年中中庸3年平均（5中3）としているが、ナラシ対策の場合、地域ごとの価格データ及び収量データを用いて基準収入を算定するため、農業者は不正ができない仕組みであるのに対し、本制度では、農業者個々の収入を用いるため、モラルハザードにつながるおそれがあり、5中3は採用しない。

<基準収入に関する収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）と収入保険制度の比較>

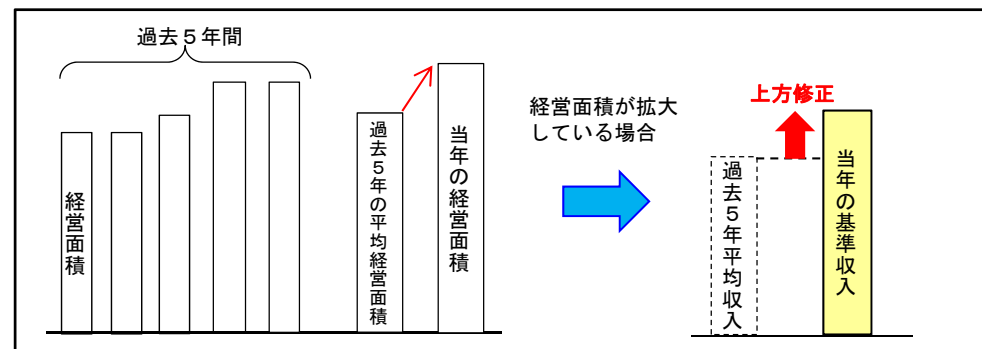
ナラシ対策	収入保険制度
・ 都道府県等地域ごと、対象品目ごとの価格データ及び収量データを用いて算定 ・ このため、農業者の操作は不可能	・ 農業者個々の収入データを用いて算定 ・ このため、農業者の操作が可能

<収入保険制度で基準収入の算定を5中3とした場合>

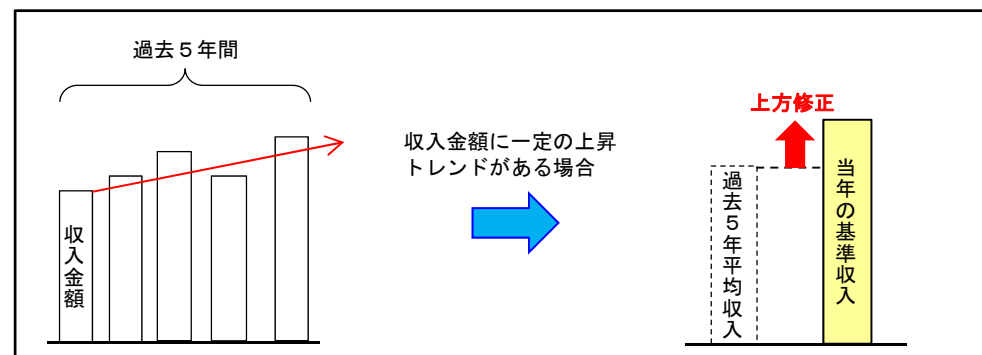


- ただし、農業者が当年の経営面積を過去よりも拡大する場合や、過去の収入金額に一定の上昇トレンドの実績が確認できる場合等は、適切なセーフティネットとなるよう、それぞれ動向を反映して、当年の営農計画に基づく期待収入を上限として基準収入を上方修正する。

<当年の経営面積を過去よりも拡大する場合の基準収入>

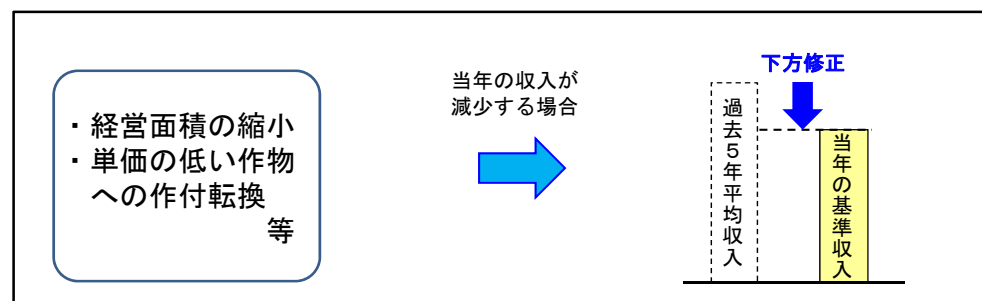


<過去の収入金額に上昇トレンドが確認できる場合の基準収入>



- 一方、前年に比べ経営規模を縮小すること等により、当年の収入が過去の平均収入（5中5）よりも低くなると見込まれる場合は、下方修正することとし、当年の営農計画に基づく期待収入を基準収入として設定する。

<当年の収入が過去平均よりも低くなる場合の基準収入>



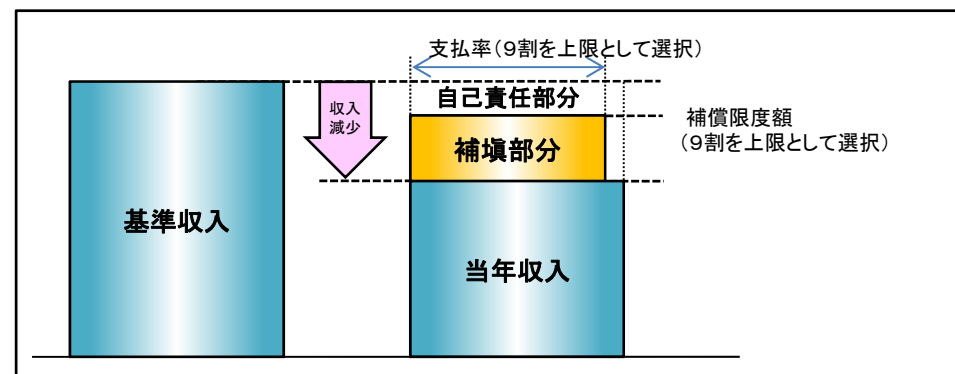
(2) 補償限度額及び支払率

- 収入保険制度では、当年の収入が基準収入の9割水準（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）の補填金を支払うこととする。
- これは、収入保険制度は、地域データを用いるナラシ対策とは異なり、農業者個々の収入に着目した仕組みであることから、基準収入を少しでも下回った場合に補填することとすれば、毎年、相当数の農業者に補填が行われることとなり、事務コストが増嵩し、保険料も高くなるといった問題があるため、補償限度額を設けることとする（農業共済も同様）。
- また、本制度は、農業共済とは異なり、自然災害以外により生じる収入減少も補償の対象としていることから、当年の収入が補償限度額を下回ることが明らかとなった際に、それ以降の経営努力を怠るといったモラルハザードを防止する必要があるため、補償限度額のうち支払を受ける補填金の割合（支払率）を設定することとする（ナラシ対策も同様）。
- 補償限度額及び支払率は、農業者が保険料負担を勘案して補償内容を選択できるようにするため、一定の上限の下に複数の選択肢を設ける。

<他制度における補償限度及び支払率>

制度名	仕組み	補償限度	支払率
収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）	地域データを用いて、 <u>収入減少</u> を補填	10割 （個人ごとではなく、地域データを基に補填額を算定することから、10割としても、事務量の大幅な増加は招かない）	9割
農業共済 〔麦・災害収入共済方式〕	個人データを用いて、 <u>自然災害による収入減少</u> を補填	7～9割※ ※農業者が選択	4～10割※ ※農業者が選択 〔共済事故を、自然災害による収量減少という他律的な要因に限っているため、モラルハザードの抑制を制度的に担保する必要はないことから、上限を設けていない〕

<収入保険制度における補償限度額と支払率>



(3) 補填方式

- 保険料が経営にとって過度な負担にならないようにするため、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとならない積立方式」の組み合わせとすることを基本とする。
- 積立方式にも加入するかどうかは、農業者が選択できるようにする。

<保険方式と積立方式の違い>

	備 考
保険方式	・ 保険の補償限度額を大きくするほど、掛捨ての掛金が高くなる。 ・ 収入が安定するよう努力している経営者は、掛金は毎年払うものの、保険金を受け取ることは少ない。
積立方式	・ 積立の補償限度額を大きくすると、積立金の掛金が高くなるが、経営者自身の積立金となり、掛捨てにはならない。 ・ 積立制度だけであれば、自らの積立金のみで補填するため、積立金を超える大きな収入減少には対処できない。

(4) 保険料・積立金

- 保険料・積立金については、農業者の農業経営全体に着目し、収入減少を補填するものであること等から、全経営体共通のものとして設定する。
- 他方、収入減少が生じないように努力する優良な経営体が加入しやすい仕組みとするためには、収入減少を頻発する者とそうでない者の公平性を確保する必要がある。
このため、保険料は危険段階別に設定し、保険金の受領が少ない者の保険料率は段階的に下げる仕組みとする。
- また、保険料については50%、積立金については75%の国庫補助を行う。
- さらに、農業者の負担が軽減され、加入促進に資するため、現行の農業災害補償制度と同様の措置を講ずるなど税制面のメリットについて検討する。

<収入保険制度の調査事業における収入減少発生頻度の試算>

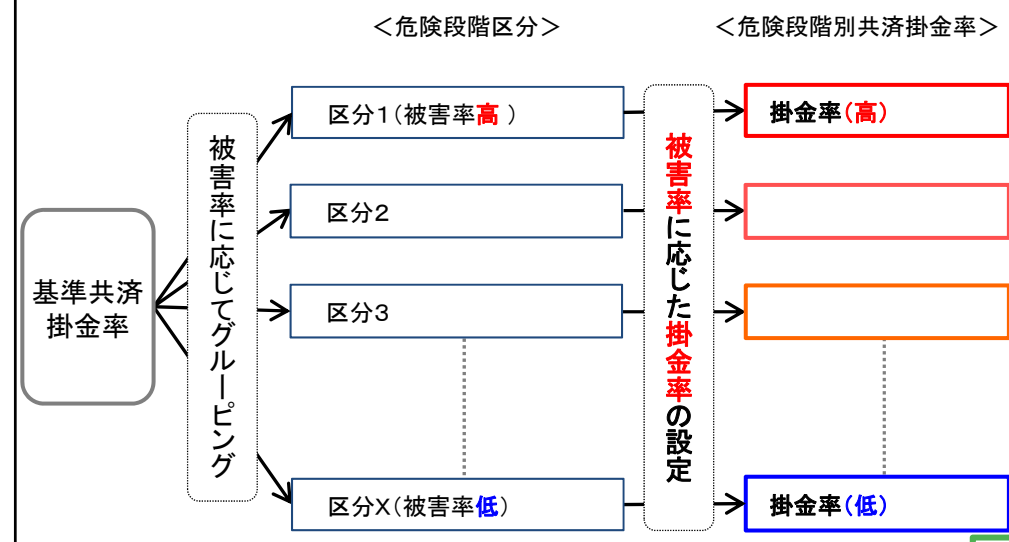
	H24	H25	H26	平均
当年収入が基準収入の9割を上回った経営体の割合	84%	82%	68%	78% (49%)
当年収入が基準収入の9割を下回った経営体の割合	16%	18%	32%	22%
そのうち、当年収入が基準収入の8割を下回った経営体の割合	7%	8%	17%	10%
そのうち、当年収入が基準収入の7割を下回った経営体の割合	2%	3%	8%	5%

(注) 平成26、27年度調査において収集した平成18～26年までの農業者ごとの収入データに基づき試算

※ カッコ内の数値は、平成24～26年の3年間に、常に基準収入の9割を上回った経営体数の割合

<農業共済における危険段階別掛金率>

過去5年以上の共済金の支払の程度に応じて農業者をグループ分け（危険段階）し、各危険段階別に共済掛金率を設定。



(参考) 農業者の保険料・積立金と補填金額の試算

- 基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険方式＋積立方式）、支払率9割を選択した場合の試算

保険料率（試算）

補償限度	保険料率	国庫補助(50%) 後の保険料率
80%	2.0%	1.0%

(注) 調査事業において収集した平成18～26年までの農業者ごとの収入データに基づく試算。今後、引き続きデータ収集等を行うこととしており、変更があり得る。

保険料・積立金の金額

農業者が用意すべきお金は、
 保険料は、7.2万円
積立金は、22.5万円
 合計 29.7万円

※ 保険料は掛捨てになります。積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

補填金額

収入減少の程度 (当年収入)	補填金 の合計	補填金		補填金を含めた 当年収入 (対基準収入)
		保険金	積立金	
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

(参考) 保険料・積立金の計算方法

・ 保険料

＝基準収入×補償限度(0.8を上限に選択)×
 支払率(0.9を上限に選択)×保険料率

・ 積立金

＝基準収入×積立幅(1割)×支払率(同上)×1/4

5 加入・支払時期

収入保険制度の加入・支払時期については、税制度と整合した簡素な仕組みとすることにより、農業者にとって手間やコストが掛からないようにするため、以下のとおりとする。

(1) 収入算定期間

- 収入保険制度の収入の算定期間は、税制度における収入の算定期間と一致させるため、
 - ・ 個人の場合は、1月～12月
 - ・ 法人の場合は、事業年度（各法人が設定）の1年間とする。

(2) 本制度の加入時期

- 事故が発生してから加入するといったモラルハザードを防止する観点から、原則として、収入算定期間の開始前までに加入申請を行い、保険料・積立金を納付する必要がある。
- このため、本制度に加入しようとする農業者は、実施主体の事務処理等に要する期間も考慮し、原則として、毎年10月～11月までの2ヶ月間（法人は、事業年度の3ヶ月前から1ヶ月前まで）に加入申請を行い、収入算定期間開始前までに保険料・積立金を納付する。

＜税申告上の事業年度及び税務申告の期間＞

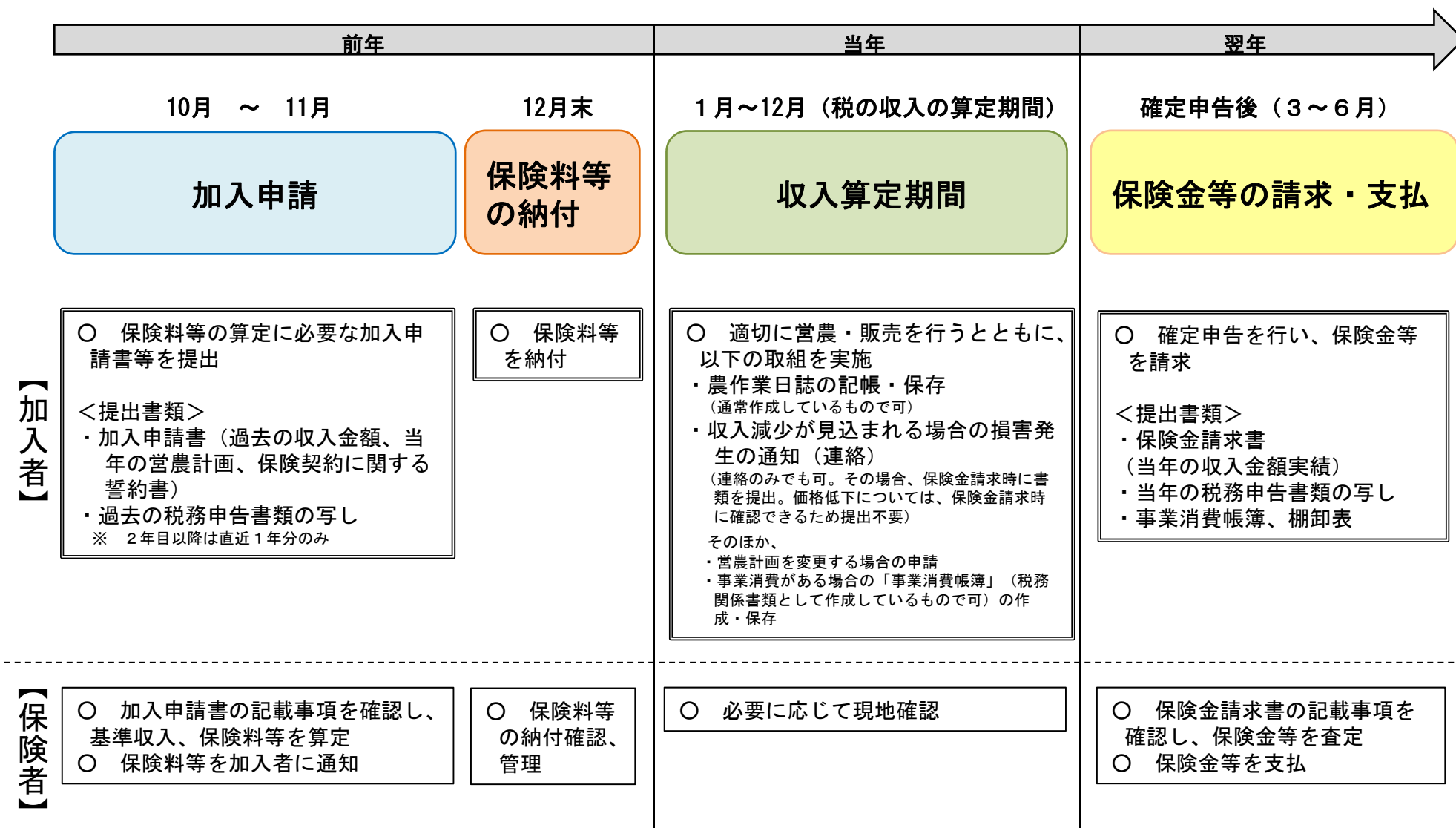
- 個人は、1月～12月
その年の翌年の2月16日～3月15日までの期間に確定申告書を税務署長に対し提出
- 法人は、事業年度の1年間
事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内に確定申告書を税務署長に対し提出
(例えば、事業年度が4月1日～3月31日までの1年間の場合、確定申告書は5月31日までに提出)

(注) 所得税法(昭和40年法律第33号)等により整理

(3) 補填金の支払時期

- 収入保険制度では、確定申告後、当年の収入を税務関係書類により確認する必要があり、収入減少の補填金の支払は、収入算定期間終了後の税申告後（個人は翌年3月～6月）となる。
- ただし、損害の発生から補填金の支払までの間の資金繰りに対応するため、簡易な審査など使い易い融資を措置する。

(参考) 加入・支払等のスケジュール（個人の場合のイメージ）



6 実施主体

- 収入保険制度の業務を的確かつ効率的に運営するため、実施主体には、次のような要件を備えていることが求められる。

- ① 全国をカバーできる事業エリアを有していること
 本制度の加入者は、全ての販売農家ではなく、青色申告者としており、地域ごとに加入者数が偏る可能性があることから、母集団を安定的に確保するとともに、リスク分散を行うためには、事業エリアはできるだけ広域である必要がある。
- ② 中立的な立場で事業を実施することができること
 保険事業を公正に運営するためには、加入者の農産物の価格形成や販売等に関与するなど、加入者の収入に影響を与えることのない、中立的な立場である必要がある。
- ③ 保険業務に関するノウハウを有していること
 保険契約の締結、掛金の算定・徴収、損害の査定、保険金の支払等の保険業務に関するノウハウを有している必要がある。
- ④ 農業に関する知識を有していること
 農業者に対して加入推進を行う必要があること、損害発生時において、加入者の営農行為が適切に行われていたのかの確認を行うことから、農産物の種類ごとの栽培方法等、農業に関する基本的な知識を有している必要がある。

＜農業所得者の青色申告者数の推移＞

(万人)

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
青色申告者数	41.6	42.0	42.2	42.4	43.0
	個人	40.4	40.6	41.0	41.5
	法人	1.2	1.4	1.4	1.5
主業農家数	36.0	35.6	34.4	32.5	30.4
認定農業者数	24.6	23.8	23.3	23.1	23.8

(注) 国税庁事務年報（個人・農業所得用）、国税庁会社標本調査、農林業センサス、農業構造動態調査。認定農業者数は各年度末の数値。

＜県別、ブロック別の主業農家数(H26年)＞

1: 県別

(戸)

上位5県			下位5県		
1	北海道	28,000	1	福井県	700
2	青森県	15,100	2	富山県	1,100
3	熊本県	14,200	3	東京都	1,200
4	千葉県	13,700	4	滋賀県	1,300
5	茨城県	13,300	4	大阪府	1,300

2: ブロック別

(戸)

ブロック別上位			ブロック別下位		
1	関東	78,400	1	北陸	12,300
2	九州・沖縄	64,700	2	東海	15,000
3	東北	55,900	3	近畿	18,700
4	中国四国	30,900	4	北海道	28,000

(注) 平成26年農業構造動態調査

- この観点から、実施主体は、農業共済団体が新たに設立する全国組織を念頭において法案の準備を進める。
- また、民間のノウハウも活用して農業者へのサービス向上を図るため、実施主体は民間損保会社と積極的に技術的な連携を図ることとする。

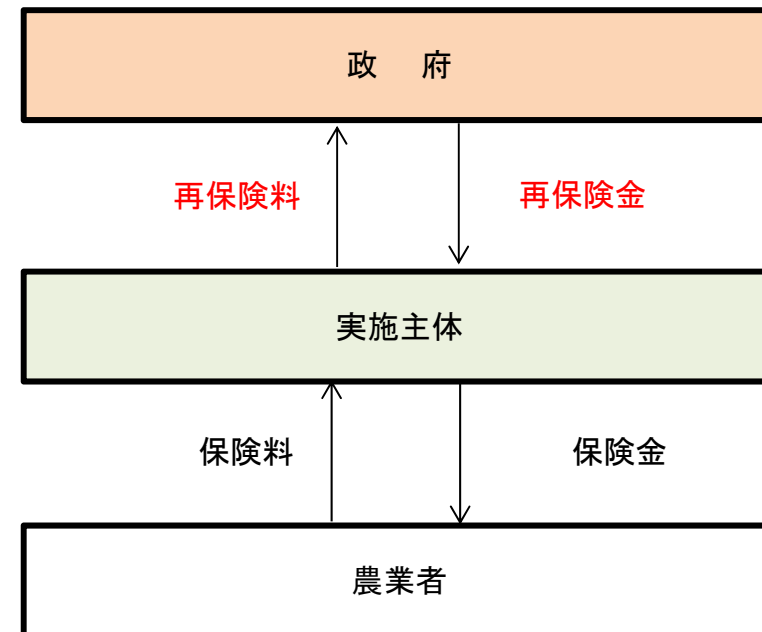
7 政府再保険

- 農業共済や漁業共済など、国が法律で措置している他の制度保険（実施主体が独立行政法人以外※）の場合、自賠償保険を除く全てにおいて、保険責任の一部を政府に転嫁する「政府再保険」が措置されており、不測時には、政府再保険が発動し、農業者に対して確実に共済金が支払われている。

※ 例えば、森林保険は、（国研）森林総合研究所が実施主体となっているが、この場合、政府再保険ではなく、資金調達を円滑化する政府による「債務保証」が措置されている。

- 収入保険についても、不測時に、農業者に確実に保険金が支払われるようにするため、政府再保険を措置する。

＜政府再保険の実施体制＞



8 類似制度との関係

○ 収入保険制度と収入減少を補填する機能を有する類似制度との関係については、それぞれの制度の対象者、補償内容等が異なる中で、国費の二重助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットを利用できるよう、選択加入とする。

○ ただし、収入減少だけでなくコスト増も補填する肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵については、収入保険制度の対象品目とはしないで、それらと他の品目との複合経営を行っている場合に、他の品目部分のみ収入保険制度の対象とする。

（注）なお、主食用米の需要に応じた生産については、現在、水田フル活用への支援、需給情報の適切な提供等の取組が行われており、これらの対策を引き続き推進する。

＜収入減少を補填する機能を有する類似制度＞

制度名		対象品目	対象者	補填内容
農業共済 (※)	農作物共済	水稻、麦、陸稻	対象品目の生産・販売を行う者	収量減少を補填
	畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆等13種類		
	果樹共済	みかん、りんご、ぶどう等16種類		
	家畜共済	牛、豚、馬	対象家畜の生産・販売を行う者	収量減少（家畜の死亡・廃用）を補填
収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）		米、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ	認定農業者 集落営農 認定新規就農者 （米は生産数量目標達成が要件（29年産まで））	収入減少を補填
野菜価格安定制度		野菜	野菜の計画的な生産・出荷に取り組む者（指定産地等）	価格下落を補填
肉用牛肥育経営安定特別対策事業		肥育牛	肥育牛の生産・販売を行う者	販売価格と生産コストの差を補填
養豚経営安定対策事業		肉豚	肉豚の生産・販売を行う者	販売価格と生産コストの差を補填
肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業		肉用子牛	肉用子牛の生産・販売を行う者	販売価格と生産コストの差を補填
鶏卵生産者経営安定対策		鶏卵	鶏卵の生産・販売を行う者	価格下落とコスト増加等を補填
加工原料乳生産者経営安定対策		加工原料乳	加工原料乳の生産・販売を行う者	価格下落を補填

※ 農業共済のうち固定資産の損失を補填するもの（家畜共済（搾乳牛、繁殖雌牛等）、園芸施設共済、果樹共済（樹体共済））及び診療費を補填するもの（家畜共済（病傷共済））は、収入減少を補填するものではなく、収入保険と機能が重複しないため、本表には含めていない。

<類似制度との関係>

- ・ 農業共済[※]
- ・ 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）
- ・ 野菜価格安定制度
- ・ 加工原料乳生産者経営安定対策



収入保険制度とどちらか一方を選択して加入

※ 固定資産の損失を補填するもの（家畜共済（搾乳牛、繁殖雌牛等）、園芸施設共済、果樹共済（樹体共済））及び診療費を補填するもの（家畜共済（病傷共済））を除く

- ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）
- ・ 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）
- ・ 肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- ・ 鶏卵生産者経営安定対策

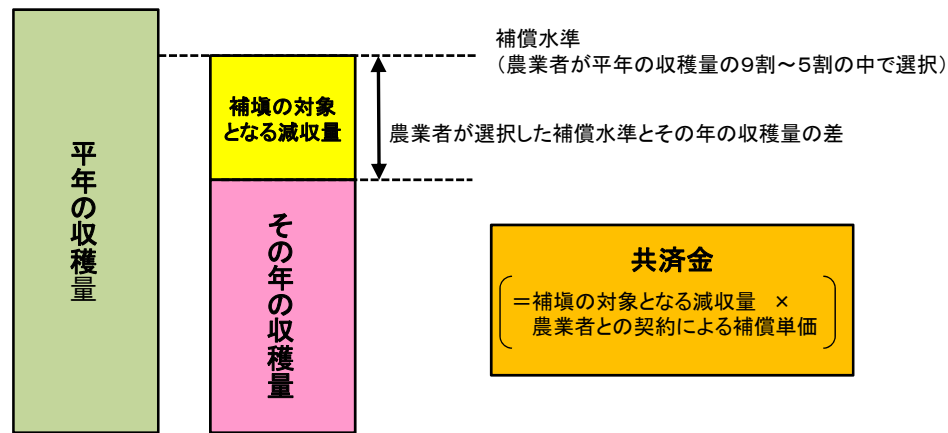


左記の畜産品目と耕種品目の複合経営の場合は、耕種品目は収入保険制度に加入できる

＜参考＞類似制度の概要

農業共済（農作物共済の例）

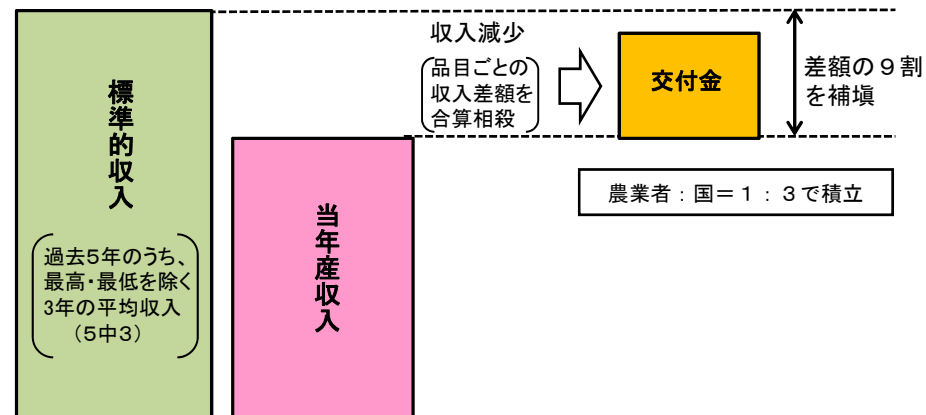
災害により、その年の収穫量が平年の収穫量に比べ一定割合以上減少した場合に、補填の対象となる減収量を算出し、これに農業者との契約による補償単価を乗じて算出した共済金を支払う。



収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

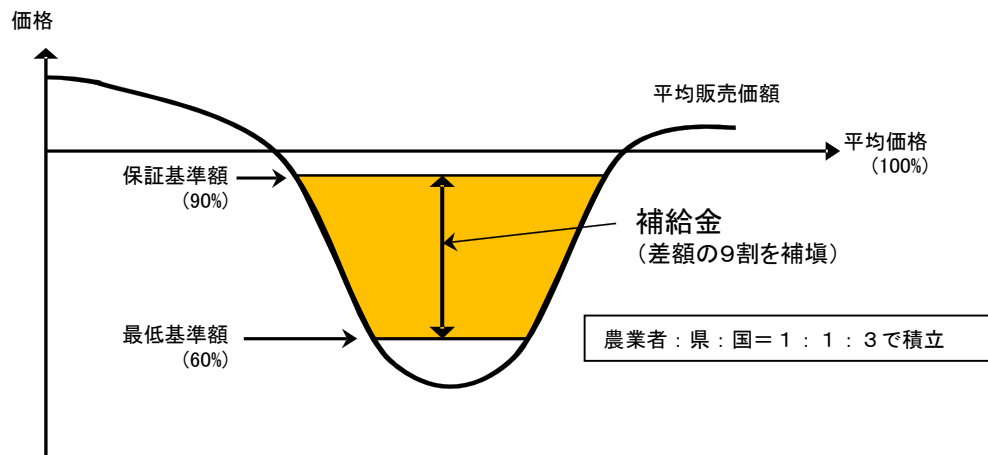
農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するため、米、麦、大豆等の収入額が標準的収入額を下回った場合に、交付金を交付。

〔都道府県等地域単位で算定〕



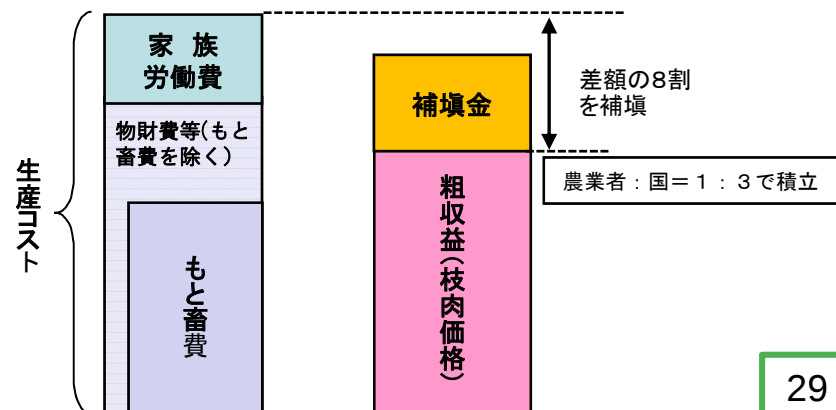
野菜価格安定制度

野菜価格の低落が経営安定に及ぼす影響を緩和するため、野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に補給金を交付。



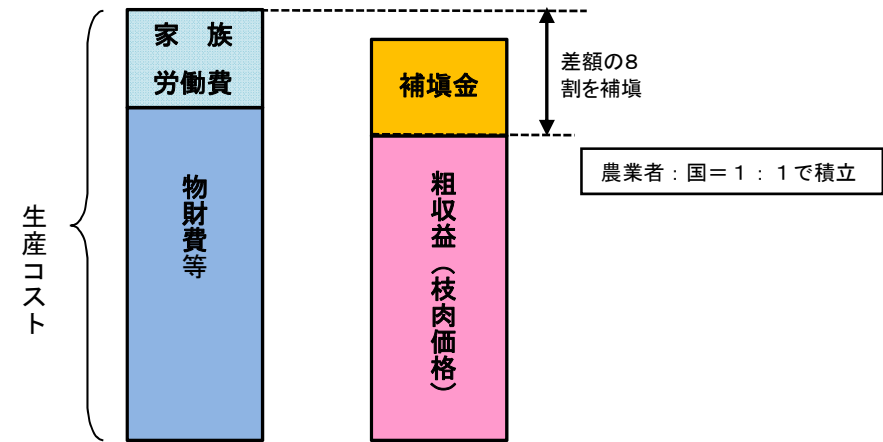
肉用牛肥育経営安定特別対策事業

肉用牛肥育経営の収益性の悪化に対処し、経営の安定を図るため、肥育牛の平均粗収益が平均生産費を下回った場合に補填金を交付。



養豚経営安定対策事業

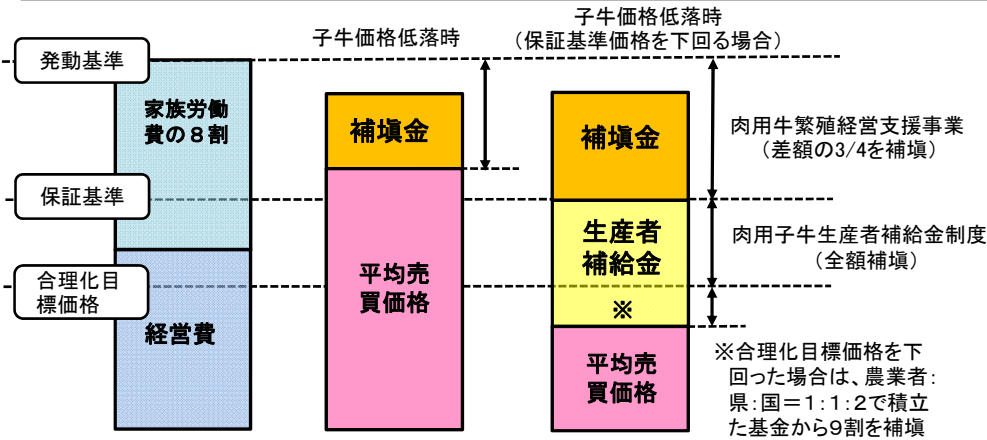
養豚経営の収益性の悪化に対処し、経営の安定を図るため、肥育豚の平均粗収益が平均生産費を下回った場合に補てん金を交付。



肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛繁殖経営支援事業

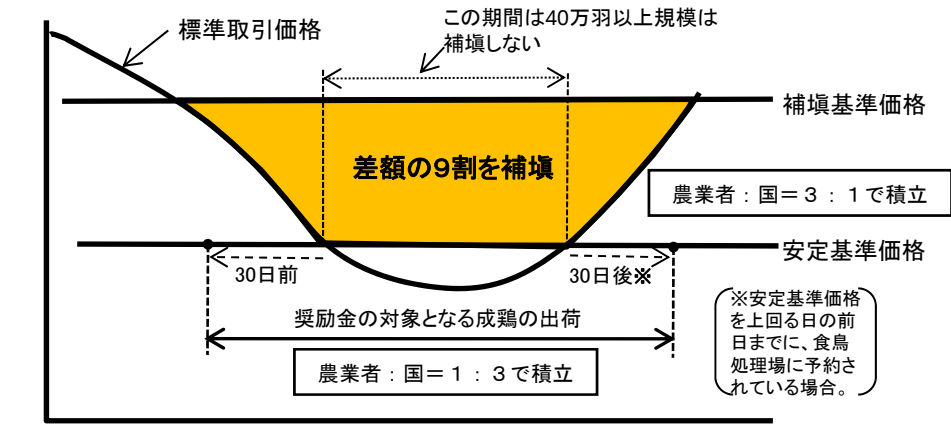
牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処し再生産を確保するため、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格等を下回った場合に補給金を交付（肉用子牛生産者補給金制度）

肉用子牛生産者補給金制度と一体的に機能し、繁殖経営の所得を確保するため、肉用子牛の平均売買価格が発動基準を下回った場合に補填金を交付（肉用牛繁殖経営支援事業）



鶏卵生産者経営安定対策

鶏卵の消費停滞や飼料価格の高止まり等に対処し、鶏卵生産者の経営の安定を図るため、鶏卵の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金を交付。また、安定基準価格を下回った場合に、新たな成鶏を導入するまで60日以上空舎期間を設けた場合、羽数に応じて奨励金を交付。



加工原料乳生産者経営安定対策

酪農経営の安定を図るために、加工原料乳の取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金を交付。

